

暴力団による犯罪や不当要求による 被害に遭われた方へ

損害賠償請求制度があります

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」には、指定暴力団員がその暴力団の名称を示すなどして資金獲得行為を行うに際して、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者等が、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことが規定されています。

被害者側の立証負担が軽減されます

この規定により、例えば、

- 指定暴力団員による恐喝の被害に遭った
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた

などの被害を受けた場合に、これまでよりも、損害賠償請求を行う際の被害者側の立証負担が軽減されます。

民間活動の促進

国・地方公共団体(行政機関)の責務

- ・事業者、国民等が行う暴力排除活動促進のための情報の提供、助言、指導等の措置の実施
- ・事業者、国民等が行う暴力排除活動に係る安全確保配慮義務

詳しくは、以下の問い合わせ先まで

公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
TEL 055-227-5420

山梨県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター
TEL 055-235-7202

山梨県警察本部 組織犯罪対策課
TEL 055-221-0110 (内線4431、4436)

